

※受験番号

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者)

生年月日 昭和・平成 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名			勤務施設所在地	電話 ( )	
施設の種類	種類 (該当のところに○印をつけること)		許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	調理業務の内容 (なるべく具体的に記載すること)	
	飲関係店営業	1 飲食店営業 (喫茶店営業は除く) 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業 4 複合型そうざい製造業	(許可年月日等) 年 月 日 保健所 第 号		
給食施設	(1日 回 食) 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他( )	(開設年月日) 年 月 日			
上記の施設で調理の業務に従事した期間			年 月 日から	計 年 か月	
週あたり勤務時間 (パート、アルバイト等のみ記載)			時間 /週		
廃業年月日			年 月 日		

証明日 令和 年 月 日

実印又は職印

証明者	区分 (○で囲む)	勤務施設長	所属団体の長	同業者
	住所	電話 ( )		
	施設名 (又は団体名, 業者名)			
	地位	氏名		

(注)

- 原則として当該**勤務施設長**が証明すること。但し、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合、又は廃業等によって元の施設長がいない場合は調理師会等**所属団体の長**又は**同業者**が証明すること。
- 証明印は、当該施設の**施設長の職印**を用いること。**個人が証明する場合は、印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付**すること。
- 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

# 記入例

※受験番号

## 調理業務従事者証明書

従事者氏名(受験者) **調理 一郎**

生年月日 **昭和** 平成 60 年 3 月 1 日

実際に受験申込者が調理に従事した施設の名称を記入

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名	〇〇△△食堂		勤務施設所在地	盛岡市内丸10-1	
	最新の営業許可書の内容を記入		電話	019 (651) 3111	
勤務施設の種別により、どちらか一方に記入	種類 (該当のところに○印をつけること)	許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	調理業務の内容 (なるべく具体的に記載すること)		
	飲関食係店営業業 ① 飲食店営業 (継続して1回20食以上または1日50食以上の提供が必要 ※1日複数回提供する場合は、合計食数を記載) 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業 4 複合型そうざい製造業	(許可年月日等) 平成 24 年 3 月 3 日 県央 保健所 第 706 号	・ そば打ち ・ 定食類の食材の仕込み・調理(切る、煮る、揚げ、味付け、盛付等)		
給食施設	(1日 回 食) 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他( )	(開設年月日) 年 月 日 ↑ 開設年月日は、「給食施設」のみ記載	どのようなものを調理しているか、作業内容は何か(切る、炊く、蒸す、揚げる、漬ける、そばを打つ、など)具体的に記入 ※「調理全般」など、具体的でない記載は不可		
上記の施設で調理の業務に従事した期間	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 28 年 6 月 5 日まで		計	2 年 2 か月	
週あたり勤務時間 (パート、アルバイト等のみ記載)	時間 / 週		証明日時時点で2年以上の勤務が必要		
廃業年月日	年 月 日		廃業している場合のみ記入		
証明日	令和 3 年 6 月 5 日		調理師会や飲食店関係組合などの長を指す		
区分 (○で囲む)	勤務施設長	所属団体の長	同業者		
住所	盛岡市内丸10-1		① 職印(法人登記済印、またはその他の役職印)もしくは ② 証明者個人の実印 ※②の場合は必ず印鑑証明書を添付のこと 【①について】 「〇〇施設長之印」や「〇〇株式会社代表取締役印」などの役職印を使用のこと。 「〇〇株式会社之印」など、会社名のみ印は不可。		
証明者	施設名 (又は団体名、業者名)	電話 019 (651) 3111		証明者区分が「勤務施設長」で、証明者が勤務施設を運営(経営)する、または調理業務を受託する法人等の場合は、当該法人等の名称を記入	
	〇〇△△食堂	地位	店主	氏名	内丸 太郎
					受験者と同業者及び受験者の配偶者、2親等内の血族(父母、祖父母、兄弟姉妹、子、孫)は証明できない

(注)

- 原則として当該**勤務施設長**が証明すること。但し、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合、又は廃業等によって元の施設長がいない場合は調理師会等**所属団体の長**又は**同業者**が証明すること。
- 証明印は、当該施設の**施設長の職印**を用いること。**個人が証明する場合は、印鑑届出のしる印を用い、印鑑証明を添付**すること。
- 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。